

令和8年4月1日こどもルーム入所手続のご案内

1 申請期間等

申請期間	10月15日(水)から12月15日(月)まで
書類配布場所 (10月15日から)	(平日)四街道市保育課(⑦番窓口) (土日)四街道市総合福祉センター ※書類設置のみ、質問対応、申請受付はできません
提出先	【現在入所中の兄弟姉妹がいない場合】 ・四街道市保育課(⑦番窓口) ※郵送可、簡易書留等により必着 【現在入所中で、令和8年度も継続入所予定の兄弟姉妹がいる場合】 ・四街道市保育課(⑦番窓口) ※郵送可、簡易書留等により必着 または、兄弟姉妹が入所中のこどもルーム

※入所のタイミングは、毎月1日または16日のどちらかです。4月16日以降の入所を希望の方は、保育課までご連絡ください
※求職活動や介護等に関する書類など一部、福祉センターには設置されない書類があります。必要に応じて、市HPからダウンロードいただくか、保育課までお越しください。各書類は全て、市 HP からダウンロードすることもできます

2 申請書類

① 申請書等(全員共通)

- ☐ こどもルーム入所許可申請書兼保育料減額・免除申請書
- ☐ 児童票(緊急時連絡票及び健康・生活状況申告票)
- ☐ こどもルーム入所及び入所決定後に係る承諾書兼誓約書
- ☐ 保護者が監護できない理由を証明する書類(下表のいずれか該当する書類 ※保護者全員分)

監護できない理由	必要書類	備考(入所可能期間等)
㉠ 就労 保護者1人あたりの月の就労時間が48時間以上であること (居宅、フルタイム、パートタイム、夜間、自営等就労形態は不問)	☐ 就労証明書 ※以下該当する場合のみ (自営業の場合) ☐ 自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届など) (変則勤務の場合) ☐ 直近のシフト表等(勤務先が発行したもの)	●年度末まで ※就労証明書の有効期間は <u>3ヶ月間</u> です
㉡ 就労内定等 就労内定又は復職予定であること (㉠の就労条件を満たしていること)	☐ 雇用期間前の就労証明書 (証明日から <u>3か月以内のもの</u>)	●雇用開始日又は復職予定日から3か月(雇用期間中の就労証明書の提出により期間延長が可能)
㉢ 妊娠又は出産 産前産後であること	☐ 母子健康手帳の記名のある表紙と出産予定日の記載があるページ(写)	●出産予定日8週間前から出産後8週間の翌日が属する月の末日まで
㉣ 疾病又は障害等 常態として、保育ができない状況であること	☐ 保育ができない旨の診断書(原本)又は各種障害者手帳(写)	●添付書類内容による (更新後の障害者手帳の提出により期間延長が可能)
㉤ 介護又は看護等 常態として、親族の介護又は看護が必要であり、保育ができない状況であること	☐ 常時支援(介護・看護)申立書 ☐ 被支援者の診断書(写)	●添付書類内容による
㉥ 求職活動 求職活動を継続的に行っていること	☐ 求職活動についての誓約書 (求職活動開始後に求職活動状況申告書の提出が必要)	●3か月 (就労証明書の提出により期間延長が可能)
㉦ 就学 学校教育法に基づく就学先職業訓練校に在籍していること(㉠の就労時間と同程度の就学時間であること)	☐ 在籍証明書(原本)又は学生証(写) ☐ 時間割等就学時間が確認できる書類	●就学期限日の属する月まで

※保育所の申請等、別途保育課等に提出している場合、証明日が有効期間内であれば、その写しで構いません

※兄弟姉妹の同時申請の場合、原本は1部のみで構いません。兄弟姉妹分は写しを添付してください

裏面に続く⇒

② その他必要書類(該当する方のみ提出してください)

内容	必要書類
「ひとり親家庭」に該当する場合	☐ 保護者と児童が記載された戸籍謄本 ※市の子育て支援課で「ひとり親家庭登録」をされている方は提出不要です。その場合は、登録している旨をお申し出ください
「非課税世帯」に該当する場合 ※生計状況等によっては、別世帯であっても同居する方の証明が必要になる場合があります	次のいずれかが必要です。 令和7年1月1日より前から四街道市にお住まいの方 ☐ 地方税関係情報の取得に係る同意書(市の書式) 令和7年1月1日以降、四街道市に転入された方 ☐ 課税証明書(令和7年度課税(令和6年所得)) ※ こどもルーム入所許可申請書兼保育料減額・免除申請書の裏面にご記入 いただいている場合は、提出を省略できます ※いずれの場合も、税申告されていることが前提です。税申告をされていない場合、申告が必要です(扶養に入られている場合は、申告不要です)
「生活保護世帯」に該当する場合	☐ 生活保護の受給を証明する書類
入所児童が医療的ケアを必要とする場合	☐ 医療的ケアを必要とする児童の保育に係る同意書(市の書式) ※こどもルーム入所及び入所決定後に係る承諾書兼誓約書の裏面 ☐ 医療的ケアに関する主治医意見書兼指示書(市の書式)

3 入所許可申請の留意事項

- 申請内容に虚偽が認められた場合は、入所許可決定後でもその許可を取り消すことがあります。
- 過去にこどもルーム保育料の未納がある、書類不備、申請期限に間に合わない場合などは、入所を許可できないことがあります。
- 入所許可決定通知は、令和8年2月中の発送を予定しています。
- 今後、四街道市に転入予定の方は、別途書類が必要です。市保育課までご相談ください。

4 こどもルーム基本情報(保育料等)

区分	一般世帯	ひとり親世帯 または第2子以降	市民税非課税世帯 または生活保護世帯	備考
保育料月額	8,500円	4,100円	0円	毎月必ずかかる保育料です。
保育料月額 (15日退所・16日入所)	4,200円	2,000円	0円	月の途中で入退所する場合は半額です。
加算 月額	午後6時以降利用	500円	500円	500円 午後6時以降、午後7時まで利用することができます。
	土曜日利用	500円	500円	500円 土曜日保育は、基本、中央小あおば・わかばこどもルームでの合同保育です。
休所日(マイルーム) 前期(4～9月) 5月加算 後期(10～3月) 10月加算	500円	500円	500円	各ルームで行われる土曜日保育のことです(毎週ではなく、年に数回行われます)。土曜日利用の方は、マイルーム分の加算はかかりません。
夏季休業利用 8月加算	8,500円	4,100円	0円	夏休み期間は毎年7月21日から8月31日です※夏季休業利用の加算の決定を受けている方は、利用の有無に関わらず、必ず加算されます

※上記、こどもルーム保育料とは別に、おやつ代(月1,800円)がかかります

※「第2子」について、こどもルームに入所している兄弟姉妹が対象となります。入所していない兄弟姉妹はカウントしません
 詳細は市ホームページに掲載していますので、お手数ですが、次の URL 又は QR コードからアクセスしてください。

URL: <https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kosodate/kosodateshien/childroom/kodomoroom/ykodomomo20180305.html>

QR コード:  ※「QR コード」という名称は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です

【問合せ・郵送先】〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
 四街道市健康こども部保育課 学童・幼稚園係
 TEL. 043-420-7526